

すみだモダン 2018

< 商品部門 > 募集要綱

あたらしくある。なつかしくある。



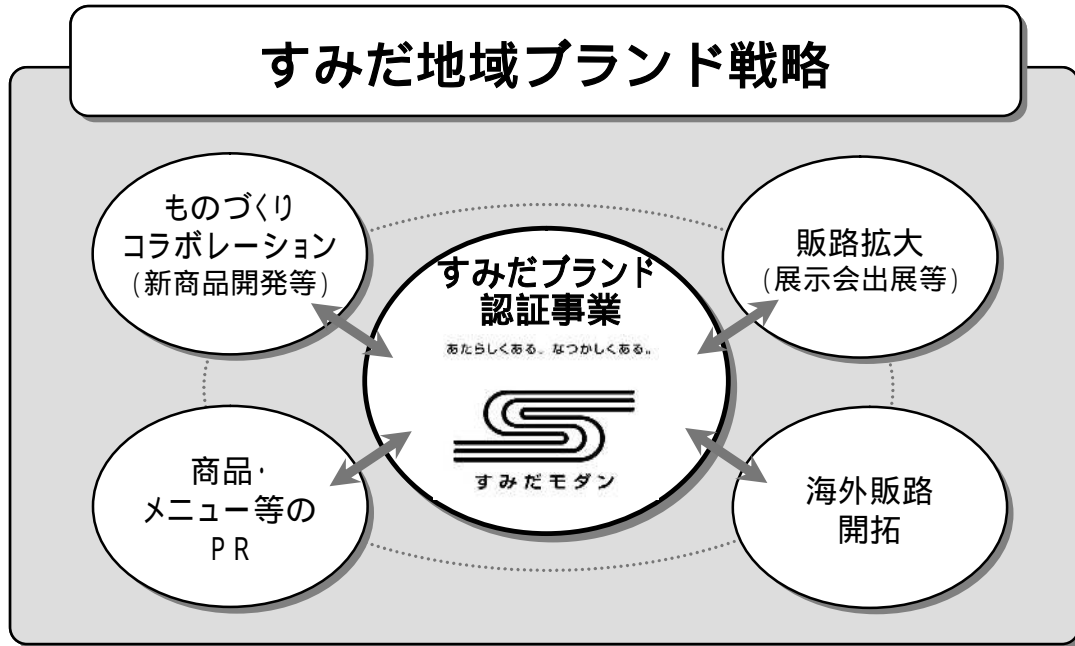
すみだモダン

2018（平成30）年 すみだ地域ブランド推進協議会

すみだ地域ブランド戦略・すみだモダン ブランド認証事業とは

すみだ地域ブランド戦略は、区内外の人に、「ものづくりのまち すみだ」としてすみだを認知してもらい、その魅力を感じてもらうことで、地域のブランド力を向上させることを目的としています。

そのために、墨田区内の既存商品のPR、新商品の開発等様々な事業を行っていますが、その中核となる事業の一つが「すみだモダン ブランド認証事業」です。



すみだモダン ブランド認証事業は、< 商品部門 > および < 飲食店メニュー部門 > の2つの部門から構成されます。それぞれ、「**すみだモダン宣言**」~**すみだブランドの価値規定**~にふさわしいすみだの商品や飲食店メニューを「すみだモダン」というブランド名で認証し、様々な形でPRを行います。

すみだ地域ブランド推進協議会（以下「協議会」といいます。）では、認証された商品や飲食店メニューを区内事業者にとっての「目標」として位置づけています。単にすみだの認知度向上や魅力の発信のためだけでなく、区内事業者が認証された商品飲食店メニューを見て、新商品の開発や既存商品の改良などに取り組む意欲を更に高めていただくことも目的の一つです。認証された商品や飲食店メニューは、すみだの産業をイメージするシンボルであり、かつリードしていく存在となるものです。

「すみだモダン宣言」～すみだブランド価値規定～

江戸～明治～現代、DNAを受け継いでいく。

今も息づく、江戸の粋や遊び心、下町の人情やふれあい。
伝統工芸から近代産業まで、高度な技術を支える職人技と妥協を許さない職人魂。
すみだ地域ブランドは、時を越えても変わることのない
「すみだのDNA(遺伝子)」を受け継いでいきます。

地域の文化を、次世代へ届けていく。

相撲、隅田川の花火、葛飾北斎、墨堤の桜などの歴史や文化。
和菓子やちゃんこ鍋などの豊かな食文化。
さらに、小さな博物館や工房ショップ、町工場などの産業文化。
すみだ地域ブランドは、すみだが育んできた独自の「地域文化」を伝えていくとともに、
次世代に引き継いでいきます。

ものづくりを通して、生活に彩りを約束する。

優れた技術力とデザイン力に支えられた、暮らしを豊かにする様々な製品。
ものづくりの街「すみだ」が創り出す製品は、東京はもちろん日本全国、
さらに世界で使われている本物たち。
すみだ地域ブランドは、すみだならではの「ものづくり」をさらに磨き、広く届け、
人々の生活に豊かな彩りを約束します。

人々の交流を通して、コミュニティを育む。

多くの史跡・文化施設、小さな博物館や工房ショップ、個だわりショップ、町工場、
ものづくり体験の場などの観光拠点。
そして、新タワー「東京スカイツリー」のもとに訪れるたくさんの人たち。
すみだ地域ブランドは、「訪れる人、住む人、働く人」の交流を活発にし、
新しいすみだの地域社会を育てます。

ロゴマーク・ブランドステートメント

あたらしくある。なつかしくある。



すみだモダン

すみだの人のところが、
すみだのものづくりのところが、
新しい感性と出会い、
未来へ向けた価値が生まれています。
ちょっとなつかしく、そしてあたらしい。
それが「すみだモダン」。
あなたも感じてください。

すみだモダン2018 商品部門 概要

1 応募資格

【自薦】以下の「応募要件」に該当する者

「応募要件」

- ・墨田区内に主たる事業所を有する事業者、または構成事業者の2分の1以上が同区内に事業所を有するグループであること。
- ・2018（平成30）年10月1日時点で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- ・特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- ・墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営に関与していない事業者であること。
- ・中小企業基本法第2条第1項における「中小企業者」に該当する事業者であること。

【他薦】墨田区民

「墨田区民」とは、墨田区内の居住者または、同区内への通勤者・通学者を指します。

他薦の場合は、他薦された事業者に応募意思を確認し、応募意思がある場合は、自薦同様応募用紙に記入いただきます。応募の際は、他薦された商品とは異なる商品で応募することも可能です。

2 認証対象

事業者を認証するのではなく、**すみだモダン2018商品部門**（以下「商品部門」といいます。）認証は、**事業者+商品名（ 会社の ）という形で、商品を認証します。**

認証対象は、以下の通りです。

- (1) 墨田区内の事業者が自ら企画・販売する商品（単品）または商品シリーズ（同一の技術・製法・素材・意匠などに基づく）および、店舗で購入し持ち帰り可能な「食品」であること。
製造拠点（工場）が墨田区内にあるかどうかは問いません。
- (2) 2018（平成30）年10月1日時点で購入が可能であること。
- (3) 継続的な販売を想定している商品であること。
- (4) 東京スカイツリー®やすみだ北斎美術館の名称やそのロゴマークを意匠等に使用している場合は、各ライセンス承認や使用許可を得ていること。

商品部門に応募する「食品」については、すみだブランド認証審査会当日、試食できることが応募条件となります。

飲食店での提供、店舗での持ち帰り商品としての販売の両方を行っているメニューは、商品部門、飲食店メニュー部門いずれへの応募も可能ですが、両部門同時に応募することはできません。

持ち帰り可能なメニューでも、その飲食店「のみ」で提供している（他の店舗では販売していない）食品は飲食店メニュー部門に応募してください。商品部門に応募することはできません。

3 認証基準

協議会の認証審査会が下記の認証基準に基づき審査、選定し、協議会の理事会が認証します。

【認証基準】ブランド価値規定との合致度（すみだらしさ）

- ・すみだの産業の歴史や伝統、文化や技術を受け継いでいる。
- ・人々の生活への新しい提案や革新性がある。

【認証基準】ブランド力向上への貢献度

- ・すみだブランドの知名度・イメージアップへの貢献が期待できる。
- ・消費者ニーズに合致しており、市場性が高い。

【認証基準】独自性

- ・同業他社の商品等より利便性・快適性・デザイン・味等の面で優位性がある。

【認証基準】信頼性・品質

- ・高い信頼性を持った商品等である。
- ・質の高さを維持・向上するための取組みや裏付けがある。

満たすべき品質・性能などの基準については「4 品質基準」(4ページ)を参照。

【認証基準】理念・姿勢・背景（～の前提）

- ・すみだでものづくりをすることへの想いを持つ事業者である。
- ・すみだの地域活性化に意欲を持つ事業者である。

4 品質基準

品質、性能が商品の関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また社会通念上妥当な使用条件において、問題のある商品については認証されません。

(1) 原材料

発ガン性物質、中毒性物質、いわゆる環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが懸念される物質やそれを含む原材料は使用しないこと。

(2) 構造

- ・人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと。
- ・社会通念上妥当な使用条件および使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと。
- ・大量生産する場合にも生産品質が安定していること。

(3) 表記

法規に適合する表示(例:家庭用品品質表示法)および各業界の自主ガイドライン(例:社団法人日本玩具協会玩具安全基準)に準拠する表示をはっきり、誤解を生じないように行うこと。

(4) 関連法規・業界自主ガイドライン

・当該商品に関連する法規および各業界の自主ガイドラインの基準をすべて確認し、これを満たしていること。

関連する法規例

日本工業規格(JIS法)、不当景品類および不当表示防止法、家庭用品品質表示法、食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格化および品質表示の適正化に関する法律(JAS法)など

業界自主ガイドライン例

玩具安全基準、日本タオル検査協会検査基準、日本化学繊維検査協会検査基準など。またこれらに準ずる各業界の自主ガイドライン

・薬事法に該当すると想定される商品は、同法に適合することを確認すること。

実物審査までに、その商品の品質・性能が関連法規や業界自主ガイドラインの基準を満たした商品であることを保証する「誓約書」を提出する必要があります。生産物賠償責任等の問題については、応募者(生産者)が一切の責任を負うものとします。

5 認証期間

認証期間に定めはありません。認証時と同一の商品の販売が継続している限り、認証は有効です。ただし、下記のいずれかに該当する場合は協議会が認証を取り消すことがあります。

- (1) 生産または販売を1年以上中止、あるいは廃止した場合
- (2) 認証事業者が当該商品に関連する法規に違反した場合
- (3) 認証事業者が公序良俗に反した場合
- (4) 認証商品以外にすみだモダンロゴマークを使用した場合
- (5) 「7 認証事業者の責務と協力」(6ページ)に記載する内容を十分に果たさなかった場合
- (6) その他、協議会で認証が適当でないと判断した場合

6 認証商品の特典

- (1) 認証商品は、「すみだモダンロゴマーク」を表示することができます。

認証商品の自社によるプロモーションにあたっては、「すみだモダンロゴマーク」を「すみだモダン ロゴ使用マニュアル」に基づく表示方法により、使用していただきます。

ロゴマークの表示には、商標登録及び区公有財産登録に伴い、商品ごとに使用料がかかります。

- (2) すみだ地域ブランド戦略におけるプロモーション活動(「東京ソラマチ®」産業

観光プラザ すみだ まち処」での展示即売を含む)での優先的な取扱いを受けることができます。

(1)および(2)のプロモーションとは、広告、ホームページ、パンフレット、チラシ、ポスター、商品等のPRおよび販促活動全般を指します。

7 認証事業者の責務と協力

- (1) 認証事業者は、認証商品の販売等を通じて、情報発信を積極的に行い、すみだの知名度・イメージの向上につなげるとともに、区内の事業者にとっての目標となるよう努めていただきます。
- (2) 認証商品やPRツールへのすみだモダンロゴマーク表示にご協力ください。
- (3) 毎年度終了後に、前年度の認証商品の販売量、広報宣伝の取り組み状況等を協議会に報告していただきます。
- (4) 協議会が実施するイベントなどで認証商品を展示する場合があることを事前に了解し、その制作等にご協力ください。
- (5) 認証商品の写真や紹介文などを「すみだ地域ブランド戦略」のホームページや制作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については協議会による監修・確認を信頼し、一任ください。

8 認証事業のスケジュール

【募集】2018(平成30)年8月1日(水)～9月28日(金)

【書類審査】2018(平成30)年10月(予定)

【審査会】2018(平成30)年11月21日(水)

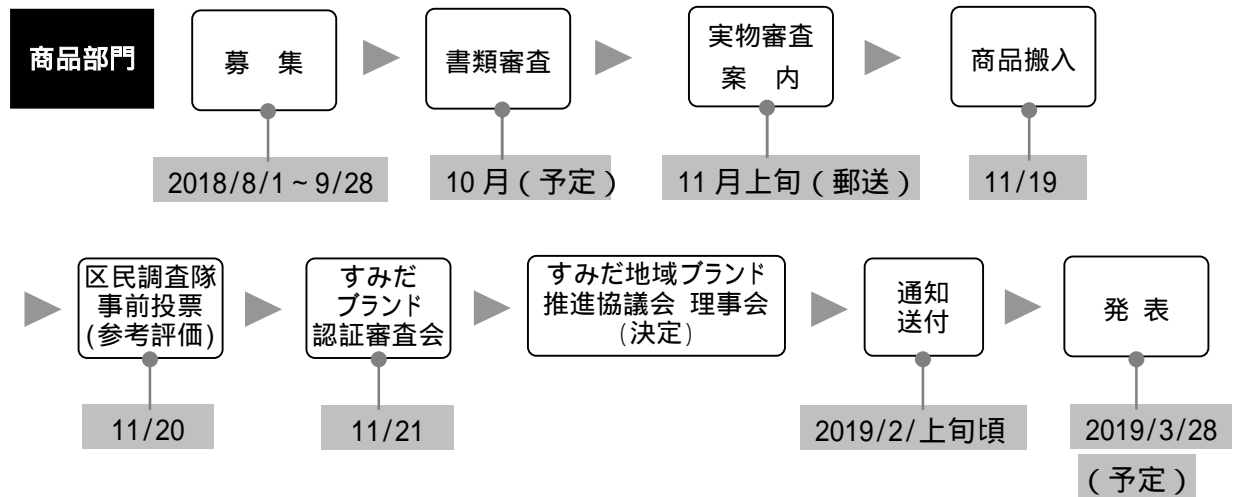
- (1) 書類審査に通った応募商品については、認証審査会で実物審査を行います。ご案内は11月初旬に郵送する予定です。審査会場で、区民(在勤・在学を含む)等から募集する「すみだブランド区民調査隊」が事前投票を行い(11月20日を予定)その結果は認証審査会の参考にします。
- (2) 実物審査用の応募商品は事前投票前日(11月19日を予定)に審査会場まで搬入していただきます。応募商品は認証審査会終了後にご返却します。なお、**搬入、搬出、発送、試食に関わる費用は応募者負担となります。**
- (3) **食品については、必ず試食が行えるよう準備をしてください。**調理が必要な商品は調理した上で認証審査会当日に搬入して下さい。

【理事会】審査結果を踏まえ、理事会で認証商品の候補を決定します。

【通知】2019(平成31)年 2月上旬頃

【発表】2019(平成31)年 3月28日(木)(予定)

最終結果は事務局より速やかにご連絡いたしますが、発表までは社外への公表をお控えください。



9 認証審査会の審査員

審査委員は以下の方々予定です。(敬称略)

- 【委員長】田中 一雄 (株)G K デザイン機構 代表取締役社長
- 【副委員長】小澤 弘 淑徳大学 人文学部 客員教授
- 【委員】水野 誠一 (株)I M A 代表取締役
- 【委員】森山 育子 (一社)墨田区観光協会 理事長
- 【委員】高橋 正実 MASAMI DESIGN 主宰
- 【委員】小高 集 東京商工会議所墨田支部 IT分科会長
- 【委員】赤池 学 (株)ユニバーサルデザイン総合研究所 代表取締役所長
- 【委員】岡塚 章子 江戸東京博物館 都市歴史研究室 学芸員
- 【委員】鈴木 一義 国立科学博物館 産業技術史資料情報センター長
- 【委員】瀧 勝巳 タキカツミ アンド プロデューサーズ 主宰
- 【委員】出口 由美 (株)ハースト婦人画報社ラグジュアリーメディア
グループデジタルコンテンツ編集長
- 【委員】日比野克彦 東京藝術大学 美術学部長
- 【委員】中山 三善 すみだ北斎美術館 副館長・ゼネラルマネージャー
- 【委員】マリ・クリスティーヌ 異文化コミュニケーター
- 【委員】山田 遊 (株)メソッド 代表取締役

すみだモダン2018 商品部門への応募

1 応募方法

自薦は応募用紙、他薦は他薦用紙へ必要事項を記入し、2018（平成30）年9月28日（金）までに直接下記応募先に持参、郵送、ファクスでご応募ください。

メールに用紙を添付してのご応募も可能ですが、メール1通あたりのデータ容量は**3MBまで**受信可能です。（3MBを超えるとメールシステム上、受信しませんので予めご了承ください。）

応募用紙は、8月1日（水）以降、「すみだ地域ブランド戦略」ホームページ（<http://sumida-brand.jp/>）からダウンロードできます。

【応募先・連絡先】「すみだ地域ブランド推進協議会」事務局

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区産業観光部産業振興課内（区役所14階）

電話：5608-6188 Fax：5608-6934

メールアドレス：BRAND@city.sumida.lg.jp

担当：植村・篠塚・東・高橋

2 応募用紙記入上のお願い

応募用紙記入にあたっては、以下を必ずお守りください。

- (1) 応募用紙のフォーマットに沿って、全ての項目にご記入ください。書類内容も審査されますので、具体的かつ簡潔にわかりやすくご記入ください。
- (2) 応募用紙に記載された内容のみ、審査対象となります。応募用紙に記入されているバリエーションのみが認証の対象となります。応募用紙外の添付資料等のご遠慮ください。

3 応募に関する留意事項

- (1) 同一事業者が、複数の商品および商品シリーズを応募することは可能です。その場合、**応募する商品または商品シリーズごとに応募用紙をご用意ください。**単なるバリエーション（色・柄等）の違いによる商品については、1商品としてご応募ください。なお、**1事業者あたり5商品までの応募に限ります。**

商品シリーズ等の内容によって応募用紙記入等に迷う場合は、事務局までお問合せのうえ、ご相談ください。

- (2) 複数の区内事業者がグループで企画・販売する商品シリーズの応募は可能です。その場合、グループ全体の下承を得たうえで、代表者をご応募ください。
- (3) 応募に際して、応募者は応募商品に関する自己の権利を保全するために必要かつ適切な措置を自ら講じるものとします。
- (4) 応募用紙は返却いたしません。必要があれば、応募前にコピーなどをお取りのうえ、応募用紙をご提出ください。
- (5) ご提出いただいた応募用紙、他薦用紙の管理および活用については、全て協議会事務局に一任するものとします。協議会事務局は、各用紙に記載した個人情報について、本事業の目的以外には使用いたしません。また、情報の管理については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき厳重に行います。